

令和6年度 第2回上下水道事業審議会議事概要

開催日時

令和7年3月26日(水)午後7時～午後9時40分

開催場所

笛吹市役所市民窓口館1階101会議室

出席者

○上下水道事業審議会委員

三澤彰(公共的団体等を代表する者)、久保田一男(公共的団体等を代表する者)、萩原和宏(公共的団体等を代表する者)、渡辺浩和(公共的団体等を代表する者)、水野栄(公共的団体等を代表する者)、霜村守久(公共的団体等を代表する者)、武井達郎(公共的団体等を代表する者)、増田敦(公共的団体等を代表する者)、向山秀男(公共的団体等を代表する者)、竹内稔(公共的団体等を代表する者)、伊藤真理(水道又は公共下水道の使用者)、堀内智恵子(水道又は公共下水道の使用者)、内藤運富(学識経験を有する者)、片田興(学識経験を有する者)

○事務局

佐藤みのり(公営企業部長)、森下浩通(水道課長)、島村秀忠(下水道課長)、赤松隆二(下水道課課長補佐)、市川利恵(企業会計課長補佐)、窪田勇人(業務課総務担当リーダー)、久保健太(業務課総務担当)

欠席者

丹澤光男(公共的団体等を代表する者)、古屋公士(公共的団体等を代表する者)

次第(進行:島村下水道課長)

1.開会

2.会長あいさつ

3.議題

- (1)水道料金・下水道使用料の改定についての審議
- (2)その他

4.閉会

3.議題(議長:会長)

- (1) 水道料金・下水道使用料の改定についての審議
《事務局・担当より資料に基づき説明》

【質疑】

委員:水道料が上がっていくのはどこでも当たり前になっているし、水道が独立採算

でやっていかなければならないのはわかっているが、老朽化対策など水道管の交換時期を計画して、今後掛かる費用を試算したうえでなければ、今のビジョンでは甘いのではないかと思うがどうか。

事務局：上水道、簡易水道の観点からお答えさせていただきます。

当市の水道管については、耐用年数が約40年のVP管を主に使用しています。耐用年数が過ぎているのが20から30%近くあり、これをすべて交換するとものすごい金額になります。毎年管の更新を行っていますが、約2キロメートルで1%ちょっとです。職員数も年々少なくなっていますが現状で課長を含め13名。一般事務職員で、管工事のプロでもありません。工事はマンパワーも必要になってきます。耐用年数に従つてシビアなサービス（更新工事）も必要かと思いますが、そこまですると職員数もたりませんし、当然、多額の料金改定率になってしまいます。なので、全て替えるのではなく、壊れた部分を補修保全で管理して延命していく考え方でやっています。ただ、緊急事態の給水計画の中で、避難所などに順位を付けて、そこを重点的にやっていこうと考えています。

委員：最終的なビジョンが見えない。どこまで考えているのか伺いたい。

会長：委員が言う、本来あるべき姿までもっていくと、とんでもない料金改定率になってしまいます。私たち市民がそれを負担していくことも不可能だと思う。ですから、水道課長が言うように、現状ある施設を安全が確保できる最低限で保全していくという方針で議論を進めないと、料金改定率が200%とか大きな数字になってしまうので、それはもう議論する問題ではないと思います。

委員：私が今、水道塾というのに通っていますが、その研究の中で、水道は小さい単位で運用するというのを山梨大学の西田先生が研究していて、最終的には自宅の中で回せるような水道の在り方がという研究では水道管そのものがいらなくなってくる。そういうことも踏まえて、例えば30年後、どういう未来を描いて水道を考えいくのも必要だと思うが。

事務局：やはり一生使っていくものなので、不安を感じられるのは当然のことだと思います。私たちは、水道を止めるわけにはいかない永続的な事業として、事業の持続性を維持するために経営の安定化を図っています。委員さんたちには、今回の料金改定が、どのくらいの住民負担が適当なのかという検討をしていただきたい。

委員：そういうことではなく、水道そのものを、今後どういうふうに変えていくのか、そういうことも研究してください。

事務局：委員さんがおっしゃっていたのはダウンサイジングって言いまして、施設の数とかを減らしてコンパクトに運営していくといった形です。市としましても50以上の施設がありますが、これをいかに小さくするかといったことも考えております。その中で、どうしても現状、核家族化が進んでいます。親子それぞれが個別に住宅を持てば、どうしても配水の効率は悪くなってしまいます。都会的のマンションのような人口密

度が高いところに給水ができればベストですが、当市の状況からすると難しい。合併当時は水道施設を旧町村ごとに作っていましたが、合併して、今度は市全体として考えられるようになり、勾配や水圧などからいかにコンパクトな施設としていくかといった研究は日々しておりますので、ご理解いただけたらと思います。

会長：整理しますが、今回は料金改定について諮問を受けており、委員がおっしゃるような研究とかは今回の審議会の議題に沿わないと思います。水道事業自体が議会の議決を受けて行われているものなので、水道の在り方といった内容は外させていただきます。

委員：30年後の将来なんていっても、誰も予測はできないと思います。耐震化にしても、水道事業は令和5年の調査で28.3%。いくら早く進めましょうとしてもそれはできない。災害拠点の耐震化として山梨県全体でみても25%。いくら金をつぎ込んでもできない。やらなきゃならない事業、これに視点を置いて、順番にやりつつ、安定的な供給をしていく。ここでは計算に基づいた料金体系を検討することが大事だと思います。

委員：水道、上水道、それから下水道の一番の核心は、2ページ、3ページのところをもう1回ご確認ください。

マネジメントで何とかなるというデータではありません。つまり、高く仕入れてきて、安く売らなければいけないっていう状態。ここからこの審議会でどうすればいいか。そして下水道にいたってはもっと大変なわけですよね。ですからここをもう1回基本として、どうしていかなければいけないか。さらに補填をしていたこの10ページ以降の基準外（繰入金）。これは一般会計から皆さんのお税をこちらにどんどん投入するという仕組みです。ですから、この基準外の繰入を減らすということは、笛吹市の一般会計の市民のサービス向上に繋がるというわけです。こういう会計間の関係も根底に置き、説明をしていただければよいと思います。水道では原価を安く仕入れができるところは、それ程、問題ではありません。しかし、原価が高い場合は、それをどういうふうにしていけばいいのかを皆さんと一緒に考えていきたいと思います。

会長：それでは具体的な料金の改定率について議論していきたいと思います。

委員：平成のときに24.7%を1回目に引き上げ、次に20%。これを実際にやったのは何%だったんですか。

事務局：はい上水道が24.7%、下水道が20%、平成30年に料金改定しております。

委員：答申のとおりってことですね。

事務局：そうです。いちばん最後のページにあります付帯意見の文末にありますが、平成30年4月に水道24.7%、下水20%を改定させていただいております。

委員：それで2回目の（20%改定）はやってないわけですね。ありがとうございます。

会長：料金改定の経過がわかりましたのでちょっとお聞きしてもよろしいですか。まずはね 2 ページのと給水原価と供給単価の関係ですが、令和 5 年度の給水原価費用別構成表では合計で 6.9% 減になっていて資本比で 3.7% 減、その他が 11.3% 減あるんですが、職員給与費だけ 7.5% 増なっています。令和 5 年度のとき人事院勧告と比較して笛吹市職員の給与改定がどうだったのかを伺いしたい。ただ職員の方は一生懸命頑張ってまして、令和 5 年度の職員 1 人当たりの営業収益は 9,280 万 1,000 円です。令和 4 年度末の類似都市の平均値見ると 6,625 万 7000 円ですから、かなり高額な感じで 1 人当たりの収益を上げている。頑張ってることはわかるけども若干、給与費の伸びが高いのかなと思ったのが 1 点。2 点目ですが、令和 5 年度の供給単価の給水原価に対して 340 円不足。料金回収率は 81.8%なんですね。令和 4 年度の類似都市の平均値が 95.7% になってますのでかなり類似都市に比較して回収率が低いと思います。ですから、やっぱり給水収益を上げる努力を求められると思います。

(資料のどこか？との声)

私は原価と供給単価に関連して、令和 5 年度の監査報告に基づいてお聞きします。課題の 3 番ですけども、令和 5 年度企業償還額の収益の 50.2% になっている。令和 4 年度の類似都市の平均値は 27.8% なんです。いわゆる稼いだお金で 5 割は償還に充てている状況です。この償還ベースがかなり高いので、この辺が課題なのかなと思います。

もう一点ですが、水道料金の徴収状況は料金の収納業務民間委託によりまして、未収金 520 万 3100 円で前年度より 430 万円減となっていました。6 年連續で減少となっているってことを、収益改善の努力が伺えますが不納欠損処分を、前年度より 81 件減ってたんだけど 30 万 4000 円増の 197 万 5000 円の不納欠損処分があるんです。不納欠損処分は、公平性の観点から、縮小していく努力が必要なのではないかと考えますが、4 点をお聞きします。

事務局：私のわかる範囲で、まず人件費ですが、職員のなり手が少ない、世間一般に比べ職員の給与が低いということで、給与の引き上げ、特に若年層の給与を大幅に引き上げました。そのため、前年と比べると高くなっているという状況です。(二問目の) 料金回収率が低いのは、要は料金収入が少ないとということで、使用料が低いということではないかと。(三問目の) 償還額が他市に比べて高いのではないかということですが、確かに高いです。これは御坂と境川の浄水場、配水池をそれぞれ近年造らせていただきました。以前は、御坂と境川では水不足や濁り水が日常的な問題で、夏場は節水の放送をよく流しましたので記憶していらっしゃる方もいるかと思います。私たちは水道法の根本として、豊富で低廉な水を供給することという根本的な原則があり、そのための施設の建設でした。その際の起債の償還が大きいです。起債と言って、借金ですが、これを 30 年かけて返していきます。10 年ほどたちますが、まだ 20 年は大きな借金を返していかなければなりません。起債の償還額にはそんな裏事情もあります。

会長：やはり、料金回収率が低いっていうのは、経営努力が必要なのではないかと思います。それから 3 ページの下水道事業ですが、経費回収率が 96.5% で、こちらの

方好ましいのかなと思いました。4 ページの水道事業の繰入金の他都市との比較は、何年度の数字ですか。

事務局：令和5年度の決算数値です。

会長：私からの質問は以上です。他に、料金改定という視点でご質問ござりますか。

委員：いろんな場において受益者負担ということが強く言われるようになりました。今はどこに行っても市民は払うべき分をきちんと払って、その事業からの恩恵を受けなさいといわれています。水道料金に関しても、他の自治体でもすごく報道されています。この視点で、市民はよく考えこの辺の負担をしていきましょう、という答申を私たちはするということでしょうか。そういうことならば、こんな時代ですが、20%値上げになるが、こういった過程や、今後も安全に供給されるということを、市民にきちんとわかるよう発信することが大事と思う。今後はもっと値上げになっていくでしょうが、未来の青写真をきちんと作り、市民に発信し理解を得られるような説明をしていただければと思います。

会長：受益者負担の原則の話がありましたけれども、それについて。

事務局：非常に貴重なご意見ありがとうございます。

まさに今回お話をしている料金改定が受益者負担そのものです。要は使ってる人には使った、かかったお金を払っていただこうということが公営企業の原則になっております。

ただし、住民に過度な負担にはなっていけない。ですので取りすぎてもいけないし、けれども負担していただくものはきちんと負担していただくこういった考え方の元に立って、日々運営しているわけです。今回料金改定をすることで、ある程度水道事業に関しては独自で運営していくける会計になるのではないかと推測をしています。もう一つ市民への広報ですね。広報広聴は事務局でも非常に大切なことだと思っております。やはり議会を通したから、市長がお願いしたからと一方的に決めて押しつけるのはいかがなものかと考えておりますので、市ではこういう考え方のもとに、これだけ設定をさせていただきますのでご協力をお願いしますというように、できるだけ理解を得られるように料金改定について、広報の期間をある程度しっかり持って、お伝えしていけたらと思っています。

委員：前回諮問の際は、そういった経過があつての値上げで、全国的な流れもあるが、市民が相応の負担する、そして不足を一般会計から補填していただく。それと、(改定率を)全体的に上げるのか、基本料金を上げるのか、それともたくさん使う部分を上げるのか。その辺の見解をお聞きしたい。

会長：先に、改定率を検討してから、その後の方法について検討していきます。よろしいでしょうか。

委員：供給単価に近づけるのは当然だが、ある程度税金で負担してもらうのも当然で、

その辺のバランスをどうするか、皆の納得感を得られるところかと思っています。今回もらった資料だけで理解するのは結構難しく、4 ページでの繰入金の比較で一般会計からの基準内繰入金と基準外繰入金あって、基準外比率でみると笛吹市は 82% で、甲州市が 85% で、山梨市が 84% ということで、峡東 3 市は基準外の比率が高い。基準外が多いことと水道料金との関係はどうなのか。8 ページに県内の水道料金の比較があるが、高い方に山梨市と甲州市があって、やはり相関性があるのかと仮説を立ててみた。そうすると、笛吹市は真ん中あたりなので、基準外は多いのに料金が低い。その辺の是正が必要なのかなと、与えられた資料で仮説を考えてみた。その辺の考え方でいいのかその意見を聞きたかったんですが。

事務局：基準外の繰入金と料金の比較ですが、相関関係というよりは水を作るためにはいくらかかるのかで料金は決まるものと思います。すぐ後ろに山脈などが控えていて、綺麗な水が潤沢に貯えるような所であれば、それほどお金をかけなくても、ご家庭にお水を配ることができます。笛吹市では比較的に水が不足している地域が多いため、琴川ダムや広瀬ダムから盆地の東側をぐるっと回って水を供給しています。

そういうことで、非常に高いお水になってしまっています。そこで、山梨市や甲州市、南アルプス市と横並びの料金だと、笛吹市の場合は元手がかかっているので、その足りない分は基準外の繰入金で貯うため金額が大きくなってしまう、といった関連性になっています。料金と基準外繰入金比率というのは直接的な結びつきではないと、ご理解いただければと思います。

委員：やはり広瀬ダムから引いているので費用が掛かってしまうので、近隣の市町村は高いし、笛吹市もそれに匹敵するようにしないといけない、という捉え方でいいわけですね。

委員：資料で、他市の比較が取り上げられていますが、やはり河川があるとか地下水の分布だとか（それぞれの状況が）ベースにあるんだと。市民に掘り下げて説明する時に、他の団体が（料金を）上げたから上げるとかではなく、笛吹市の状況がこうだから上がるんだといった説明をしないと、話も通りにくい。笛吹市がこれだけ一般会計から繰り入れしてもらって運営されている。だから（料金改定が）必要なんだ、という方が、一般の人にはわかりやすいのかなと思いました。

会長：料金改定をする観点について議論しておいた方がいいかと思いますのでご意見をお願いします。

委員：前回改定の折に審議会で答申した、24.7 と 20 と段階的に上げていく結論を出しました。これは尊重されないんですか。この時の審議委員で、十分に審議してこういった数字を出した。これは尊重されるべきではないかなと思うんです。コロナがあったからこうなってしまったけど、無ければこのとおり上がつていったわけです。私はそう思いますので、当然ここで上げなきゃいけないんじゃないかと思います。

会長：その後、社会も状況変化していて、この審議会の中で、ただ無条件で改定するのではなく、何かこういった経営努力をしてもらうという部分についてご意見を伺いた

い。

委員：それを前回、付帯意見として付けた。例えば下水道の接続率を 100%に努力をしてほしい、という意見をつけました。それからあまり進んでないようですが。今回もやはり 1 回目で付帯意見として出したように、付帯意見としてつける必要があるのでないかと思います。

会長：前回の付帯意見を尊重してほしいという意見です。また、今回のメンバーで改定の条件についての意見もあれば、付帯意見として追加していきたいと思います。

委員：水道の使用量が減っているとのことで、基本料金の水量の枠を広げることで、値上げすれば量が増えるので当然値上げするでしょう。基本料金を上げるので使用量も上げるということなら、理解されやすい気がします。

会長：今の話は料金改定のテクニック的な部分になるので、もう少し後の議論になると思います。

今は料金改定をするにあたって、何か経営努力が必要かという議論してほしい。

委員：先ほどの意見のように、(前回の答申と付帯意見を)踏襲してやっていく。料金をここで上げないと、尚更格差がでてきて、今度上げるときは大幅な改定になることは間違いない。今まで上げられない状況があつてあげていないのだから、ここで上げることは致し方無いと思う。この事業を円滑に運営するためにはどうしても財源が必要なので、前回 20%上げると決定され答申されているわけですから、それを尊重することがいいと思います。

委員：29 年度答申がベースになるというようなお話をいいと思いますが、それ以降の中で付け加えるとしたら、私昨年 3 回ほど能登のボランティアに行つたんですが、もともと遠くから水を引いていて、水道が止まって復旧までにすごい時間がかかったんです。水道管が地震や老朽化含めて破損すると、本当に生活が止まってしまう。これは一般市民みんなが感じたことだと思いますので、老朽化に対して先ほど補修しながらやっていただいているという話ですが、地震のことにも一文触れながらの説明が、市民にはわかりやすいかなと思いました。

事務局：皆さんから大変活発なご意見いただきまして、ありがとうございます。会議の時間もだいぶ長引いてまいりましたのでちょっと整理していきます。まず第一に、料金の改定率を決めていただき、次に改定の時期決めていただければと思います。それを基に次の委員会の際には料金のシミュレーションを作つてこようと思います。皆様の意見を基にシミュレーションをいくつか想定して、次の委員会のときに協議していただきます。ここではまず改定率と改定時期の方を優先して決めていただくようお願いします。

会長：それでは改定率について具体的に議論していきたいと思います。先ほど 2 人の委員から、前回答申を踏まえて 20%が妥当だうっていうご意見が出ております。

皆さんご意見ありますか。

委員：20%という話なんですけれども、どの部分が 20%か話ををしなければいけないと思うんですね。全体 20%なのか、それとも基本料金を 20%にするのか、何かその辺のところがぼやけてますけど、いかがでしょうか？

会長：先ほどお話がありましたように、そこに持ってきますけど、まずは料金全体として 20%かという考え方で意見があったと思ってください。

事務局からの資料のもありますが、20%だと、まだ若干赤字で補填分が残っているんです。25%になれば補填は 0 にできるんだけど、将来的にもまた変わりますし。

委員：使用量が増えるのか減るのかによって 20%のリスクを変わると思います。だからその部分をどういうふうに上げるかによって、市民って使い方が変わってくると思いますのでその予想はないですね。

会長：まずは全体として何%の改定かを議論しましょう。20%増と 25%増のシミュレーションが出ていますが、これについてご意見をいただければと思います。

委員：前回の諮問で 20%という数字で答申していて、考え方として委員が言ったとおり 20%増の数字でいいと思います。

委員：上水道ですと 20%と 25%の二つ目の改定率あるわけですが、後の改定も踏まえながら人口が減っていく推定からすると、前回の改定時に 25%を若干下げて 24.7%にしてるんです。そうしますと 20 なのか 25 なのかは非常に悩むところだと思います。25 だと収支のシミュレーションで、令和 10 年度に赤字が出る予定でもありますが、(改定後に採算を)ここで(一旦、黒字に)納めてるので、(赤字が発生したら)後の審議会でまた議論していただくという、そういう案もあると思う。
この 5%につきまして、皆さんのご意見があればいいのではなかと思います。

委員：市ごとの料金表があるが、笛吹市の 2,589 というのは何の数字ですか。基本料金ですか。

事務局：こちらの使用料例がなぜ 2 か月 20 立方で出されているかですが、全国的に企業会計の統計調査を行っており、全国一律で 2 ヶ月 20 立方を基準として調査しています。他市と比較するため各自治体で掲んでいる数字で比較がしやすいということで、ここに挙げさせていただいております。

委員：これが基本料金だとすると、笛吹市だけボンと上げると跳ね上がったりする。だから、この表が何に基づいて出されているのかということです。

事務局：16 ページの料金比較表になりますが、基本料金が 0 から 20 立法の数値になっていますので、この数値ですね。

会長：従量料金の部分は加味していないということですね。今日はそこまで議論ができないので、基本料金プラス従量制の部分をアップするのか、そうじゃなくて基本料金だけアップするのか、その辺は今後、議論していかないといけないと思います。

委員：水道の 20%上げるか 25%上げるかについて、25%というのはちょっとないかなと思う。25%上げると赤字負担は無しになるが、私は行政が一部を税金で持つというのは当然の話だと思うので、赤字ゼロまで料金を上げるのはちょっと難しいと思う。前回の答申に必ずしもこだわることはないかもしれないが、付帯意見の中で、2 回目の改定については平成 34 年までにとあるが、それからもう 3 年も過ぎている。今年改定というわけにもいかないから、さらに時間が後ろに行ってしまう。その間にいろんな工費も上がってきているでしょうから上げざるを得ないでしょう。結論としては、上げざるを得ないでしょうが 25%は無いのかなと感じています。

会長：ほかにございますか。

それでは私の個人的な意見だけ述べさせてください。

繰入金の比較表を見ると、甲府市はゼロ、赤字補填しなくても成り立っている。受益者負担の原則に成り立っている。笛吹市は利益回収率も低い。なぜかと考えてみたが、有収率が低いのではないか。どこかで水が漏れているのではないか。町村合併で様々な有収率の町村が合併して一つになった。どこが高い低いはわからないけれど、それで低くなった有収率を利用者が負担しないとならないのは不公平感があると思う。そこで考えたのですが、料金回収率とか各種の数値を、どの部分の回収をするのか示したほうが、理解を得られるのではないか。そんなふうに経営努力をするという合理的なこともいろんなものを超えているとしたら、何%だっていうものを出してもらって単純に 20%、25%っていう比較ではなくて実際に経営努力したらこのぐらいになるってことの根拠もあれば私達も自信を持って改定率がこのようにできるっていう結論を出すと出すことができると思いませんけど、この辺事務局の方にちょっとお聞きしたいんですが、こういう考え方で行けるかどうかです。

委員：ちょっとよろしいでしょうか。事務局の前に申し訳ない。

笛吹市は 7 町が一緒になります。山地もあれば平地もあるという中で、管の長さも違いえば老朽化もしていて、漏水の問題あると私達の耳に入るぐらい老朽化している。家のメーターを調べて漏水しますよって言っても、なかなか高齢者は床の下まで調べてその老朽箇所を直さないっていう話もよく聞きます。

そういうことを議論してしまうと話をまとめられなくなるような気がするんです。答申で来ているように、前回今回こういう形でいろいろな人たちの話を聞く中で、やっぱり負担するべきは負担した方がいいのかという意見もたくさん聞きます。ただその中で、20 年 30 年先に若い人たちが困らないようなまちづくりと、そういうライフラインの作り方をしっかり青写真で見せていただくことによって、今、私達はやっぱりこの時期に負担が少しみんなで頑張りましょう、というようなお話の持つていき方をしていただかないと。できるだけわかりやすくしていただきたいなと思ってるんですけどいかがでしょうか？

会長：結論的には私が言っているのはそのとおりなんです。

有収率が低いところと高いところが合併した中で、全体的には高い有収率に住んでい

た町民の皆さんには、高い料金改定になるわけですよね。そこら辺も不公平感があるから、そこを一般会計で見てあげたらどうかっていうのが私の意見なんです。

委員：私は、20%で答申されているのだから、委員の言ったように、あちこちで災害時にはライフラインの復旧も一日も早く望まれていたり、耐震化を叫ばれているのですから、老朽化対策を付帯意見に入れてですね、市民の皆様から 20%頂戴するんだから、市の方でも一般財源を一部繰り入れてもらってやっていくと。そうすれば自分たちの負担を上げるけれど、市の方でも見てくれてるんだとなれば、皆さんの了解を得られやすいんじゃないかな。

だから私達の使命は、健全な運営をすることが私的な考えでなく、市民の立場を考えてやっていると思いますので、皆さん全員が。ですから、付帯意見を一つ増やす。そして料金改定を皆さんにお願いして、足りない部分は一般会計から補填するという話をしたら、皆さんに理解されるのではないかと思う。

会長：20%増ということで、付帯を尊重するということが大事なんですが、私たちがそれを理解して 20%でどうかという点を議論していないんです。20%と 25%の幅の中でどういった議論があるのか。委員の方からご意見があればお伺いしたい。

委員：上水道の 20%と 25%ということで話が出てます。

(20%)シミュレーションを見ますと、5 年後にまた料金に関して検討しなければいけませんね。交付税の金額決まってますし、基準外(繰入金)って言いますのはこれ一般会計で、皆さんから応能原則で徴収した租税を、もう1回繰出して、そして応益原則で徴収する水道料金に補填してるわけですね。それぞれの理論からいきますと二つを重ねてるんです。そういう意味から見ますと、この峡東 3 市で水道の原価が高いという指摘もそのとおりで、類似団体の話もありましたけれども、地理的条件、ダムのある河川があるか平坦かということで、この上水道下水道は単純には比較できないですね。例えば河口湖町なんかでは、水道の話はしなくていいぐらい、下から湧いてくる。これに対して、この峡東三市は非常に大変なんです。

ここが一番、笛吹市の市民の皆さんのがわかってないところかもしれませんね。これは甲府市と同じような議論できないんですよ、水道っていうのは。その辺からぜひ紐解いていただきて、それで 20%25%とあるけれどもこれ 20 にするとまた、5 年後ぐらいに料金改定しなければいけなくなります。そういう意味で言いますと、今日お集まりの皆さんは、どちらをどのように将来に向けて考えていくかということで非常に重要な意思決定になるのかなと思います。ですからその辺を、なかなか決まらないところもあると思いますけれども、ぜひ未来に向けてお考えいただければと思います。

会長：ありがとうございます。それでは、皆さんができる改定率を、それぞれおっしゃってもらえますか。

委員：最後に改定表が出てたので、こういう結論を出したいのだかなと思って、今日の会に臨みました。これだけ時間かけた審議会が 5 年か 6 年後にまたやってくるなんてことを今伺ってますんで、経営努力という部分とかを残しながら、私は 20%でいいのかなと思いました。

委員：将来的には 25 という話もあるが、今は 20 にして、どれくらい努力ができるか、基本料金はちょっと上げて従量料金を高くするとかで全体的に収益を増やそうとか、いかに水を安く作るかとかそういうところをもっと研究してもらう。あと人口の問題ですが、住みよいまち作り、魅力あるまちにして人口を少しでも増やすような（努力）。それを市長の方に言っていただきたいんですけど、要するに使用量が増えればそれだけ料金が増えると、そんなふうに持つていっていただきたいと思います。
とりあえず 20% ということでお願いしたいと思います。

委員：先ほどからいろいろご意見を聞いてるんですけども、私の感覚では、一気に 25% は（上げすぎか）と感じております。

委員：先ほども言いましたように、20% でお願いします。

委員：皆さんと同じ 20% でお願いします。

委員：私の意見を聞いたんですけども、20% を前回の改定の中でも言われてますから、これを踏襲していただいて。また次回の会合の折に市からシミュレーションが提出されるということですので、皆さん納得するシミュレーションをいただきたいと思います。

委員：私はさっきちょっと意見を言わせていただいたんですが、公費負担が無しっていうのは基本的におかしいと思ってますので、20% というのが私の感覚です。二つほど追加させていただきたいのですが、委員長がおっしゃった有収率という、要はもう少し単価を上げなくても進む努力をしてるかという話観点から話が出てたが、有収率というのは水を供給したリユーベ数と実際にメーターで回収して料金としてなってる（水の量の）割合です。市の監査委員をしたことがあるのでわかるんですけど、技術的にどうしても何割か減るんですよ。送った水が全部メーターで料金として回収できるなんて理屈はなくて、どこの町でも市でも一定割合はどうしても目減りしてしまうということで、市の数字が特別悪いわけでもない。だから基本的には有収率を上げる努力はこれからもしていただきたいと思いますが、特別悪いから努力して絞れというのは、ここの議論では違うかなというの有一点あります。

あと、どのくらい上げるかってことも先走りかもしれないけど、私の立場から言わせていただくと商工会から來てるということなんで、いわゆる企業とか産業から言うと、使った料金が多いと上るのは結構事業に厳しい。これ前から思ってたんですけど、普通世の中の常識としてたくさん使えば単価安くなるんだろうというの私の感覚からって、何でたくさん使うと単価が上がるんだろうと。たくさん使った上げ率はあまり上げなくて、薄く低く基本料金を上げていただいて。たくさん使うところの、笛吹市で言えば大きさ産業で、温泉とかリハビリ病院とか介護所とかが結構あって、多く使うところでは上げた金額の負担がかなり増える。この会からの意見としては、なるべく薄く広くというのをお願いしたい。以上です。

委員：20% でいいと思います。

今言われた産業のことを考えると、旅館の温泉関係は特別な料金体系があるんじゃな

いでしょうか。全く変わりませんか。前の審議会のときも温泉組合の代表も来てまして、特例とかにも言及したと思うんですが。やはり、どこを見るかってやっぱり基本料金を上げるべきだと思います。ひとつには、今みんな水を買って飲むんです。タンクですね。私は買わないで、水道に浄水器を使ってそれを飲んでます。水道を使わなくてわざわざ水買ってるわけです。それを考えると、基本料金は上げておかないと、使えば使うほど高くするのでは絶対うまいこと行かないと思います。それと、会長が心配されていることは前回もかなり考慮して、それに対する答えを出して 24.7 と 20 というふうになったと思うんです。だからその辺は、あまり会長が心配されなくてもいいと思います。以上です。

委員:私は一応環境カウンセラーという役割をいただいておりますので。水とはイコールエネルギーなんです。先ほどから使用量によって高くなるのは、なるべく省エネをしてほしいということなんですよ。ですから本来、水はエネルギーですので、使用量を抑えるといったことを目標にして環境活動されています。ですが、それだと水道事業が成り立たないということは本当にわかりますので、私はその基本料金の枠を広げるっていうのが一番いいと思うんです。枠を広げるというのは、例えば今 20 立方あつたものを 25 立方にする、その代わり基本料金を 25% 上げる。そういうふうに考えるというのが私はいいと思っています。この観点を持たなければ、市民が水道はたくさん使えるようになるから値上げは危険だ、という考え方もあると思うんですよね。そんなことも考えた中で、基本料金を上げる、基本料金に入っている立法の枠を広げる、というのが私はいいと思っています。

委員:20%でいいと思います。

一点、先日、一般財政の記事が山日の紙面に上がりましたけど、甲府市が 20 万人で 850 億ぐらいだったんですけど、笛吹市は 6 万 7000 人で、460 億か 450 億ぐらいがついていて、他の市は吉田とかそういうとこでも 200 億ちょっととかで、すごいなと思って。議員さんと会う機会があって、どうして笛吹市はこんなに財政がすごいんでしょうかってお話を伺ったのですが、そうしたら、笛吹市は結構財政に恵まれているって聞いたことがあります。笛吹市の財政は他の地域に比べて恵まれているということがもし観点にあるとしたならば、もちろん受益者負担は今後ずっと続けていくんですが、こういった一般会計から市民の応援が負担されているされるというというのは、許される限りあってもいいんじゃないかなと考えております。

委員:先ほどから意見を言ってるから、私はやっぱり前の答申を踏まえた 20%です。今の市民からの理解を得るために、上げることは大事だけど、そうは言ってもっていう部分があると思うんです。有収率が上がってこない問題は、探しても簡単に出てくるものではなくて、昔の石綿管とかから漏ってしまってわからないのは仕方なくとも、使った分は 100% いただく。これをやっぱり努力していかなきゃならない当然のことだと思います。使った水の滞納なくす努力をしていただき、これを大前提にしていただいて、この大変な財政を見直しすることによって健全な運営に近づいていくということですね。そして、一部は一般財源で補うという形をとりながら、市民の理解を得てくることはでないかと思いますので、私は 20 でよろしいと思います。

委員：もう多数決では 20%という状況なんですけれども。私は財政ということで、地方行財政のお金のお話を。僕は元々、高知県の人口 1 万ない町出身で、上水道もありますけれども、割と水についてはそんな高くないんです。ですが、実家も料金改定がもう本当に何回も行われ、甲府市なんかもすごく上がりましたね。いろんなところの研究とか調査をしたこともありますけれども、やはりこういった計画のときには当然、将来に向けてっていうのは、私も先生に習ったところあります。ですからもう多数決で 20%なんですかね、25%が、私としては財政における大切なのかなと。そういうことを今日は皆さんと一緒に議論させていただきましたし、また学んでこれからも生かしていきたいと思っております。

私からは以上です。

副会長：私は 20%を推します。25%で赤字負担なしというふうになってますけども、そもそも赤字負担っていうのはちょっと言葉としてはおかしいんじゃないでしょうか。一般会計から出ることが赤字だって決めつけてますけども、これはやっぱり一般会計も含めて改定していくものだと思ってます。やっぱり一般会計が責任あると思います。一般会計から補っていくのが僕は当然だと思ってます。また 5 年ごとか後になると思いますが、その後に検討すればそれはそれでいいのではないかと思います。
それで私は 20%をお願いいたします。

会長：はい、ありがとうございます。

私は最後になりますけど、基本は委員と同じで 25%だと思ってるんです。だけども、経営努力すれば 25%出さなくていいかなっていうのは個人的な見解です。だから前回の答申のときに一回目に 24.7%を出したっていうのは、これは当たってるんじゃないかなと思います。ただ 2 回目に 20%になっちゃってるから、その辺は何とも言えませんけども。そうなると私も皆さんと同じ 20%にせざるを得ないのですが。それでただ、委員がおっしゃるような、基本費を広げて、だけども率は 25%にするとかっていう考え方も出てくると思うんです。それでどういう観点かっていうと、いわゆる所得の低い人たちのことを考慮すると、かなり負担率が上がると思うんです。けれど、使用料の枠を広げてあげると、従来通りの単価に落ち着くくらいに枠を広げれば、それ以外の市民の方が全体的な 20%の(増額分を)負担をするっていうことになると相談できるんですが、そこが危惧されるところかなと思います。

それでは、審議会としたら、改定率は 20%ということで、また次回の審議会にはシミュレーションをお願いしたいと思います。

会長：ちょっと時間が押していますが、改定の時期までやってしまってよろしいですか。そうしたら、料金改定の時期ですけども、いつから料金が変わるのがってことですけども。

今 3 月末ですね。当局が 6 月の議会にかけるのは難しいと思うので、そうなると 9 月議会ってことです。9 月議会にかけられれば、周知活動を含めると約半年後ってことでもあるから来年の 4 月からっていうような考え方も出てくると思うんですけども、改定の時期についてはどうでしょうか？

委員：一番早く 8 年度のではないかと思いますね。

7年度に、周知したり、もちろん議会があつたり、予算も考えなければならない。早く8年度。それ以降っていうと、また先に過ぎれば、様々な要素で金額が変わってくると思うので、私は8年度4月、新年スタートとがいいと思う。

事務局：今回いくつか令和8年度改定としてシミュレーションを作させていただいているが、理由をご説明したいと思います。

先ほどお話をありましたように、審議会の方から答申を得まして、今度は市長から議会の方にお伺いを立てます。料金は議会の方で決定しますので、議会で可決した後、今度は市民に周知の期間を持ちます。市民への周知にも一定期間は設けて、よく周知をしたいということもありますので、そのところで半年程度を見ると、令和8年4月が一番直近の時期なのかなということです。また料金のシステムの改修も裏方でありますし、今のところ考えられる一番直近の時期ということで、令和8年4月で挙げさせてもらっています。

会長：事務局からの説明いただきましたが、令和8年4月改定ということでおよしいですか。

(はい、との声)

では、令和8年4月から改定としたいと思います。

今日は時間が押してしまい大変申し訳ありません。ただ本当に議論できたと思います。忌憚ないご意見をいただいて納得いく答申ができるってことが大事だと思います。また先ほど委員から出たような付帯意見を、最終的な答申には考慮してまとめてもらいたいと思います。

その他、ありませんか。

委員：今回の諮問書の下に、南海トラフのっていう言葉が出てきて、施設の耐震化についてお考えになっているようですが、今回の能登半島地震で富山県でも、ものすごい液状化の被害を受けているんです。僕はそこを二回行ったんですが、(笛吹市でも)特に笛吹の右岸は液状化の影響を受けやすいことが、非常に大きな心配です。災害についても十分に考えてこういった計画を進めているんでしょうか。あるいは災害については全く考えないでやってるのか、その辺いかがでしょう。

水道課長：今のご質問なんですけれども、水道事業からお話をさせていただきたいと思います。水道事業につきましては、配水池、水のタンクですけれども耐震診断等を行いまして、そこを諮問所の中で、災害に対し耐震化を進めるっていうものを考えております。また、管についても、今は耐震性の強い管を使用しておりますので、それで工事を進めて地震等に強い施設にしたいと考えております。

下水道課長：下水道課では、今言わされたとおり、緊急輸送路関係の道路に対して耐震診断をして、必要だという工事をしております。ただ予算の国の補助金等もありますので、あんまり基本的には進んでないわけですが、計画を持ってやっております。

委員：井戸とかね、あるいは合併浄化槽とかね、自分が自分の身を守るためにやる方法もあるんですね。そういうことについてもね、本当だったら考えなきゃいけな

いのでありますので、そんなところも含めてね、今後またお話ができるようなことがあればいいなとは思っています。

会長：ありがとうございました。